

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案

新旧対照条文目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第三条関係）	1
二	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	（附則第四条関係）	2
三	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（附則第五条関係）	3
四	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	（附則第六条関係）	6

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

改正案			現行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		
法	律	務	法	律	務
（略）			（略）		
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）			第七條第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務		

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第四条関係）

改正案	現行
（所掌事務） 第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）によりその権限に属させた事項 二・三 （略） 2ゝ4 （略）	（所掌事務） 第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）によりその権限に属させた事項 二・三 （略） 2ゝ4 （略）

改正案	現行
（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一 四の五 （略） 四の六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合 五 十 （略） 二 四 （略） （農地の転用の制限） 第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に關	（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一 四の五 （略） 五 十 （略） 二 四 （略） （農地の転用の制限） 第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に關

する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三の三（略）

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

四〇六（略）

二〇四（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三の三（略）

一〇四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地

する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三の三（略）

四〇六（略）

二〇四（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇三の三（略）

域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた <u>所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転 等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定さ れ、又は移転される場合</u> 二 四 (略) 2 ・ 3 (略)	二 四 (略) 2 ・ 3 (略)
---	--

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（附則第六条関係）

改正案	現行
（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。 一 三の三 （略） 三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為 四 七 （略） 二 六 （略）	（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。 一 三の三 （略） 四 七 （略） 二 六 （略）